

2022年10月28日

## インターネット上の誹謗中傷に対する当社見解について

最近、インターネット上のSNSサービス「Twitter」にて、株式会社エスクロー・エージェンツ・ジャパン（以下、EAJと称する。）と当社が業務提携をした事実を引き合いに出し、当社を不当に貶める内容が投稿されています。

当社サービスをご利用いただいている求職者の皆様や、当社が主催する各種イベントに参加予定の資格合格者の方から不安の声をいただいているため、こうした不当な主張についての当社の見解をまとめます。

### ◆現在当社になされている主張

① EAJ に対して司法書士から支払われる「システム利用料」が違法であり、EAJ と業務提携している当社は、EAJ と違法な取引をしている司法書士法人に司法書士合格者を積極的に紹介している。

② 当社が主催する就職イベントには、EAJ と違法な取引をしている司法書士法人が多数出席し、当社は EAJ と違法な取引をしている司法書士法人に積極的に紹介するという目的を隠し、司法書士合格者に体のいい、または悪質な勧誘を行っている。

③ 司法書士合格者にとって、当社を通じて求人の紹介を受けることは、懲戒のリスクを孕む事務所へ積極的に紹介をされることにつながり、合格者自身の資格を失うリスクを伴うものである。

### ◆当社の見解

#### 1) EAJ に対して司法書士から支払われる「システム利用料」について

日本司法書士連合会が、東京司法書士会の照会を受け、令和2年8月12日付けの日司連常発第105号において、司法書士による『システム利用料』の支払いについて以下の通り見解を述べています。

[引用：日司連常発第105号]――

株式会社エスクロー・エージェンツ・ジャパン（以下「EAJ」という。）に対して司法書士から支払われる「システム利用料」が、司法書士が受託する業務に応じて支払われるものであるなら、その司法書士の行為は貴見のとおりと考えます。

当該司法書士は、EAJが介することによって業務の依頼を受けているのであって、EAJに登録していなければ、依頼を受けることがないのであるなら、「システム利用料」は実質的に業務依頼に対する対価と見られるからです。

――引用ここまで――

また、これに対し、EAJ は、司法書士から支払われる「システム利用料」が、司法書士の受託する業務に応じて支払われるものではなく、システム利用や役員提供であること、また登記受託に関して、EAJへの登録を義務化している事実はないと、ホームページにて見解を述べています。

こうした議論がなされており、また議論されている法律の解釈が裁判所等の司法機関によって違法と認定された事実もない以上、当社としてはそれを違法とは考えておりません。

## 2) EAJ と当社の関係について

2020年7月1日に EAJ と当社は、EAJ の専門家支援事業の一環として協力要請を受けたことで、特に地方における、当社と取引がなく、採用にお困りの司法書士事務所への支援を目的として業務提携をしました。

しかしながら、当社が地方においても一定の知名度を獲得できていたこともあり、当初の目的ほど有効な効果は得られず、現在、業務提携は解消しております。

また、本提携の主旨を逸脱し、EAJ からすでに契約している特定の事務所に対し、人材の送客を依頼されたことは一度もありません。

当社は、本提携の目的以外に、EAJ と取引をしている事務所の情報を受け取ったことは一切ありませんし、外部からそうした情報を入手したとしても、当社の顧客である求職者に対し、偏った求人紹介をした事実はありません。

## 3) 当社が主催する就職イベントについて

当社は、当社の就職イベントへの参加を司法書士事務所に対してお声がけするかどうかの判断基準として、各事務所が EAJ のシステム利用をしているかどうかという基準で判断をしていません。また、それらに関する情報は東証プライム市場に上場している EAJ の IR 情報によるもの以外は知り得ておりません。

尚、当社は、全国司法書士事務所ランキング（当社のメディア調べによる、登録司法書士数によって順位づけられたランキング）における全国 100 位以内の司法書士法人のうち、実に 78% の司法書士事務所から求人の依頼をいただいております。

当社の就職イベントにおいても、特定の事務所に採用が有利になるような運営は一切しておりません。また、悪質な勧誘等も当然ながら一切しておりません。

## 4) 司法書士合格者が当社のサービスを受ける上でのリスクについて

2021年10月28日に当社プレスリリースで発した文面にもある通りですが、当社顧問弁護士の意見としても、これから就職する司法書士が EAJ のシステム利用をしている事務所に就職することで懲戒請求の対象になるとは、到底考えられません。

以上の当社の見解から、前述の現在当社になされている主張は、不当な言いがかりであるといえます。

こうした根拠の無い不当な言いがかりによって、合格者の方々に誤った印象を与え、恣意的に就職先を操作するような行為は、非常に悪質な行為だと考えます。

#### ◆今後の方針として

Twitter 上において、当社に向け不当な誹謗中傷を繰り返している匿名アカウント 1 名に対し、法的手段を用いて個人を特定し、法的責任を追及します。

当社サービス LEGAL JOB BOARD は、特にこうした閉鎖的な資格業界において、求職者と事務所における情報の非対称性を解消することを意義として活動をしています。

そうしたポリシー上、当社サイトのみならず、SNS など開かれた場で、求職者にとって有益な情報が増えることは、本来的には素晴らしいことだと考えています。

我々としても、こうした形で誰かの意見を封殺することは本意ではありません。しかしながら、当該のアカウントにおいては、当社に対しての明確な悪意を持って、繰り返し不当に歪曲された情報発信や誹謗中傷を繰り返していたこと、またその誹謗中傷が当社社員にまで向いてしまっていることなど、業界への悪影響や当社への風評被害が限度を越えていると判断し、やむを得ず法的手段を取ることにしました。

当社は、現状で誰にとっても完璧なサービスを提供できているとは決して考えておりません。時には厳しい意見を受け止めながら、その時にできる最大の努力を重ね、今日に至っています。また今後もそうしてサービスの改善を続けていきます。

今回の当社の見解についてのご意見や反論もあるかと思えます。できる限りそうした意見に真摯に耳を傾け、サービスの改善ひいては業界の発展のために尽力していきたいと思えます。

株式会社 WILLCO  
代表取締役 土屋佳大